

# 上北山村事業継続支援金 申請要項

## 1 趣旨

令和5年12月に国道169号線上池原地区で発生した崩土の影響により、村内の幅広い業種の事業者の経営状況は一段と厳しさを増しています。

この状況をふまえて、地域経済の衰退を防ぐためにも、厳しい状況にある村内の中小法人・個人事業者の事業継続・事業回復を支援するため、支援金を支給します。

## 2 申請要件

### ■支給対象事業者

- (1) 令和5年4月1日時点※1において、上北山村に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者

※1令和5年4月～6月と令和6年4月～6月の売上総額を比較する為

1. 「上北山村内に本店又は主たる事業所を有する」とは、  
中小法人の場合は、登記上の本店又は本社（その所在地が確定申告書における納税地であるもの）が上北山村内にあることを、個人事業者の場合は、上北山村に住民基本台帳に記載されている住所が上北山村内にあることをいいます。
  2. 「中小法人」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。
  3. 「個人事業者」とは、事業所得による収入がある方に加え、主たる収入が雑所得や給与所得で申告しているフリーランスの方（被雇用者又は被扶養者でないこと）を含みます。
- (2) 各事業を営むにあたり必要な許可等を全て取得したうえで、令和5年4月1日以前から開業しており、営業の実態があること。
- (3) 令和6年4月～6月の売上総額が、令和5年4月～6月の売上総額と比べて、30%以上減少かつ個人事業者は10万円以上（税込み）、中小法人は20万円以上（税込み）減少していること。
- ただし、個人事業者で白色申告の事業者など確定申告書において、令和5年の月間事業収入が確認できない場合は、令和6年4月～6月の売上総額が、「令和5年の確定申告書の年間事業収入（売上）÷12（※小数点以下切り捨て）×3か月」と比べて、30%以上かつ10万円以上の減少があること。
- (4) 支援金支給後も事業を継続する意思があること。
  - (5) 上北山村から、検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じること。

(6) 以下のいずれにも該当しないこと。

- ① 政治団体、宗教上の組織又は団体、公共法人、法人でない任意団体
- ② 支援金の趣旨に照らして適当でないと村長が判断する者

(7) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、奈良県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

### 3 支給額

中小法人 20万円、個人事業者 10万円

### 4 受付期間

令和6年7月1日から同年8月31日まで

※郵送の場合は、令和6年8月31日の消印有効です。

### 5 申請書提出先

上北山村役場 企画政策課

〒639-3701 上北山村河合330

お問合せ先 TEL 07468-2-0002

### 6 申請から支給までの流れ等

#### ① 申請書類等の作成・準備

本要項を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

#### ② 申請書類等の提出

申請に必要な書類全てを郵送もしくは持参にて役場提出してください。

※申請書類等の返却はいたしません。

#### ③ 審査

必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加書類の提出を求める場合があります。また、必要があれば申請書類等に関して説明を求めることがあります。

#### ④ 支給・不支給の決定

支援金の支給・不支給を決定し、書面にて通知します。


#### ⑤ 支給について

交付決定を通知した方に対し、順次支援金を振り込みます。

### 注意事項（必ずお読みください）

- （1）支援金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。支援金を振込済みの場合、申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- （2）支援金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- （3）提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める連絡を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、上北山村の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなし、不交付の決定を行います。
- （4）支援金の虚偽申請や不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、直ちに申請者名等を警察へ通報します。
- （5）令和6年4月～6月までの売上額に相違が無いか確認するため、後日令和6年分の確定申告書の提出を追加でお願いする場合があります。

## 提出物チェックシート

|   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | <p>◆上北山村事業継続支援金交付申請書兼請求書【第1号様式】</p>  | □ |
| 2 | <p>◆申請額審査計算書【第1号様式（別紙）】</p>  | □ |
| 3 | <p>◆令和6年4月～6月の売上台帳等の写し</p> <p>売上台帳等には、年月や売上額の合計額とその内訳を明確に記載してください。</p> <p>※中小法人事業者は「法人事業概況説明書」にて月別の売上が確認できるため不要です。</p> <p>＜売上台帳等として認められる書類の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経理ソフトから抽出した売上データ</li> <li>・エクセル等で作成した売上データ等</li> </ul> <p>※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。</p>                               | □ |
| 4 | <p>◆令和5年4～6月の売上を含む確定申告書類の写し（収受日付印入り（E-Taxによる申告で収受日付が確認できない場合は、「受信通知」を添付してください。））</p> <p>中小法人：</p> <p>「法人税の申告書（別表一）」、「法人事業概況説明書」の写しを提出してください。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>法人税の申告書（別表一）</p> </div> | □ |

法人事業概況説明書 (F B 1 0 0 0)

法人事業概況説明書

**個人事業者：**

【青色申告を行っている場合】

「所得税の申告書（第一表）」、「所得税青色申告決算書（1、2ページ。「月別売上（収入）金額及び仕入金額」を含むこと。）」の写しを提出してください。

【白色申告を行っている場合】

「所得税の申告書B（第一表）」の写しを提出してください。

令和〇〇年度の個人事業主の申告書B (F A 2 2 0 0)

所得税の申告書（第一表）

令和〇〇年分所得稅青色申告決算書(一般用) FA3000

令和〇〇年分 FA3025

この申告書の記載事項は種別で扶養親族を区分し、異なる申告書の提出が必要となります。

所得稅青色申告決算書

令和〇〇年分収支内訳書(一般用) FA3000T

令和〇〇年分 FA3025

この申告書の記載事項は種別で扶養親族を区分し、異なる申告書の提出が必要となります。

所得稅白色申告決算書

＜消費稅の取扱いについて＞

売上台帳等における税込、税抜については、確定申告書の月別売上(収入)金額の計上方法に合わせてください。